

令和6年度 生活困窮者自立相談支援機関体制強化事業【実施要項】

■目 的

県内の各市町村における生活困窮者自立相談支援機関を対象に、自立相談支援機関相互の連携強化及び相談支援技術の向上を目的とした定期的な情報交換会、勉強会及び事例検討会を開催する。

また、自立相談支援機関からの要請に応じて、アドバイザーの派遣調整を行い、支援体制の充実を図る。

■実施主体 島根県

■実施機関 社会福祉法人 島根県社会福祉協議会

■対象者 各市町村生活困窮者自立相談支援機関の職員、行政担当職員

■事業内容

(1)情報交換会

日々の業務で抱えている課題や支援方法について、自立相談支援機関相互に情報共有を行う。

(2)勉強会・事例検討会

相談支援に関する勉強会や、各自立相談支援機関における困難事例について事例検討を行う。

(3)アドバイザー派遣

困難事例について専門家のアドバイスが必要な場合に、自立相談支援機関からの要請に応じてアドバイザー(臨床心理士、精神保健福祉士等)を派遣する。派遣可能なアドバイザー及び報酬については別途リスト化した後、周知する。

※アドバイザーの報酬及び費用弁償は自立相談支援機関の負担とする。

■「情報交換会」、「勉強会・事例検討会」について

(1)開催方法

参加方法については、ハイブリッド方式を想定しており、「集合」、「Web参加」いずれでも参加できるよう調整予定。

また、各会議を「全県開催」、「地域別」、「職種別」、「テーマ別」等に分類し、自立相談支援機関の職員が選択して参加できるよう開催する。

(2)年間スケジュール

年間スケジュールは以下のとおり。開催テーマについては下記テーマ一覧の内容を想定。ただし、情報交換会等で開催テーマについて要望があった際は、その都度調整を行う。各会議の詳細については、開催日1か月前までに別途通知する。

時期	情報交換会	勉強会・事例検討会
6月	(1)松江市(同時開催)	
7月	(2)出雲市(同時開催)	
8月	(3)出雲市(半日)	
		(3)松江市(2日間) ^{※1}
9月	(4)浜田市(同時開催)	
10月	(5)浜田市(半日)	
		(5)出雲市(1日)
11月	(6)出雲市(同時開催)	
12月	(7)松江市(半日)	
		(7)浜田市(1日)
1月	(8)浜田市(同時開催)	
2月	(9)松江市(半日)	
		(9)松江市(1日)
3月	(10)松江市(半日)	
		(10)松江市(2日間) ^{※2}

※1 基礎研修を兼ねて開催 ※2 テーマ別研修を兼ねて開催

【テーマ一覧】

「就労後のフォローアップについて」、「金銭管理に関すること」
「家計改善支援について」、「自営業者への支援について」
「精神疾患を有する方へのアプローチについて」、「障がいの特性への理解」
「ひきこもりの方への対応について」、「支援の届かない人への対応」
「住まいに関する支援について」、「アルコール依存症について」、「外国人への対応」
「特例貸付借受人に対するフォローアップ支援について」

■ 問い合わせ・送付先

〒690-0011 島根県松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根
社会福祉法人島根県社会福祉協議会 生活支援部福祉資金係(担当：神田・野々内)
TEL 0852-32-5996 FAX 0852-21-0798
メール shikin@fukushi-shimane.or.jp